

契約情報

工事（委託）番号	岐博工第 2 号
工事（委託）名	岐阜県博物館非常用発電機設置工事
施工(履行)場所	関市小屋名 1989 岐阜県博物館
契約方式	随意契約
随意契約の場合の理由	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当することから、緊急の必要による随意契約とした。
契約年月日	令和7年8月4日
契約業者名	株式会社土屋電気商会
契約業者住所	関市出来町25
施工(履行)期間	令和7年8月4日 ~ 令和7年9月2日
契約金額(消費税込)	2,835,800円
工事(業務)概要	非常用発電機を設置して機械室に電気を供給する工事を行う。

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 下記3に同じ</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要 今回見積書を徴する事業者（（株））土屋電気商会は岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿の業者業務区分「建設工事」の「土木一式」「電気工事業」に登録があり、美濃土木事務所管内に事業所を有している。</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 本件契約は、博物館に電気を供給するため非常用発電機を設置する工事である。 7月13日に百年公園への地下ケーブルが破損し、博物館への電気供給が停止され、現在も停電状態にある。このため収蔵庫の空調を稼働できず、温湿度管理をする収蔵品にカビの発生等重大な影響が及ぶことが想定されるため、早急に空調設備のある他施設へ移動させなければならない。また、照明とエレベーターが復旧しなければ収蔵品の搬出が困難である。 (破損させる可能性が高い)。また、休館中に実施する館外事業の準備や資料作成等のためにも館内照明等の電力が必要となるため、早急に非常用発電機を設置し、速やかに電気を供給する必要があり、競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由 今回選定した業者は、電気工事では令和6年度に岐阜中警察署発注の「地下駐車場照明器具改修工事」令和4年度に美濃土木事務所発注の「都市公園事業工事」他を施工している。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。